

東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業 助成金募集要項・申請の手引

令和6(2024)年度版

令和6年7月3日、飛鳥山に居を構えた渋沢栄一翁が肖像となる新一万円札が発行されます。北区では、発行までの間を「新一万円札発行カウントダウンプロジェクト」として盛り上げていきますので、一緒に渋沢栄一翁を通して、北区を盛り上げていただける皆様に応援します！

募集期間 2024年4月1日(月)～7月31日(水)必着

お問い合わせ先・申請先

◎渋沢翁顕彰事業助成について

申請先	政策経営部シティブランディング戦略課 北区役所第1庁舎3階1番 (〒114-8508 北区王子本町1-15-22)
電話	03-3908-1364
FAX	03-3905-3422
メール	citypr-ka@city.kita.lg.jp

◎渋沢翁関連商品等開発事業助成について

申請先	地域振興部産業振興課商工係 北とぴあ11階 (〒114-8503 北区王子1-11-1)
電話	03-5390-1235
FAX	03-5390-1141
メール	kougousinkou@city.kita.lg.jp



申請書などのダウンロードは、北区HPから検索！



渋沢助成

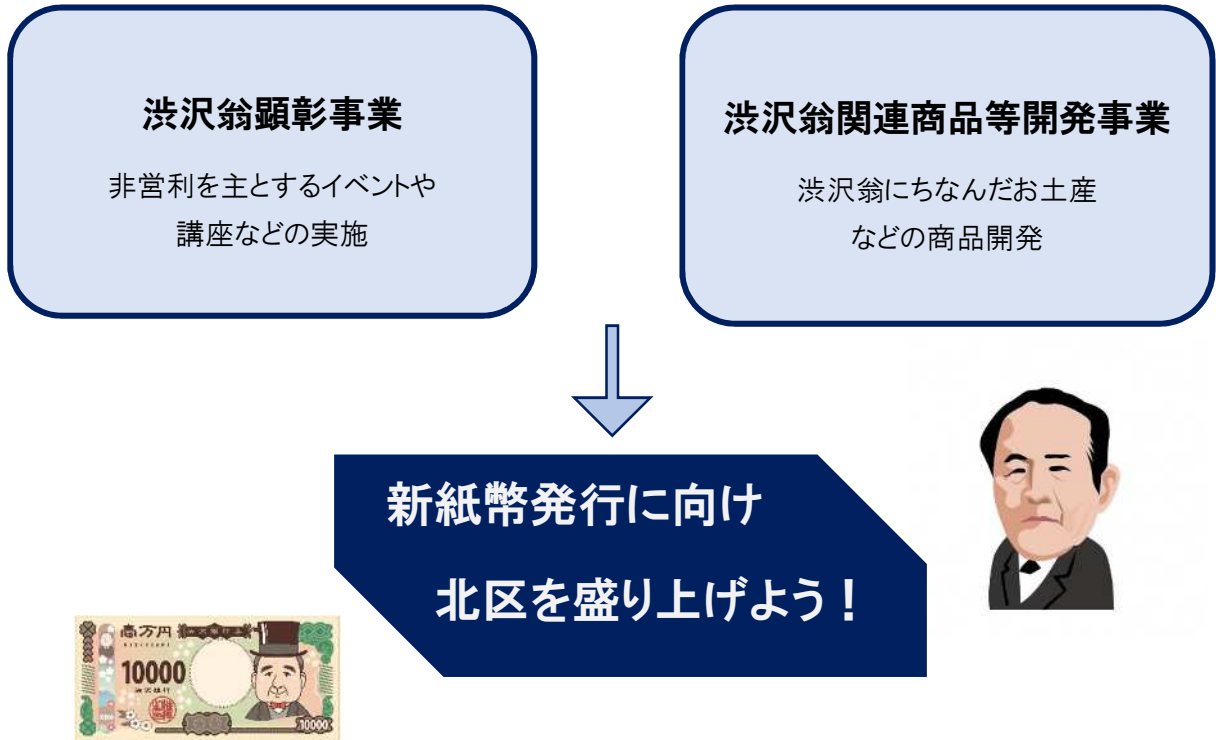


目次

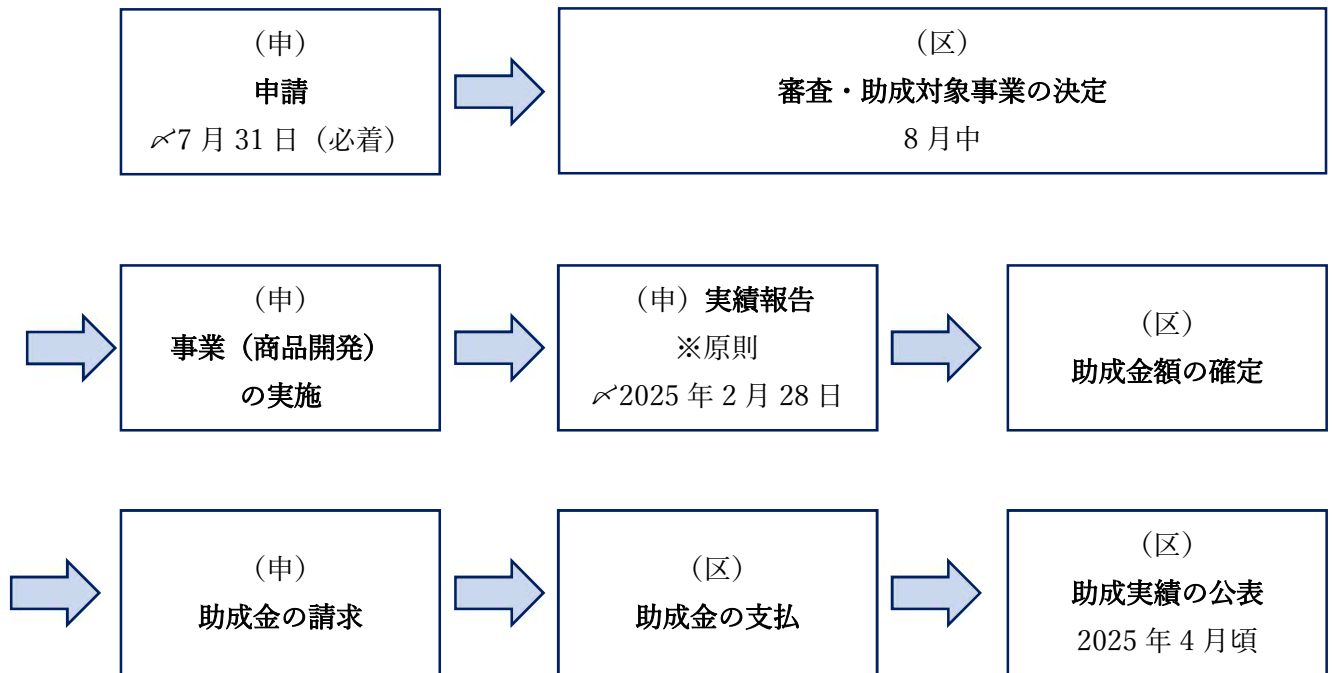
制度のイメージ	3
応募のポイント／昨年度からの変更点や今年度の注意点	4
令和5年度助成事業の紹介	5
第1 東京北区渋沢栄一プロジェクトについて	6
第2 渋沢プロジェクト推進事業助成目的	6
第3 助成の対象	6
第4 助成の区分	6
1 渋沢翁顕彰事業助成	6
2 渋沢翁関連商品等開発事業助成	7
まとめ	8
第5 申請できる団体の詳細(定義)	8
第6 助成対象経費	10
第7 申請期間	11
第8 申請手続	11
第9 申請内容の審査	12
第10 決定の通知と助成金額(予定)の提示	15
第11 助成事業の報告・助成金交付額の確定	15
第12 助成金の支払い	15
第13 助成事業の公表・情報公開	15
第14 助成決定後の事業内容の変更・中止	15
第15 区による調査等	15
第16 助成金の交付取消し・返還・公表	15
第17 帳簿類の保存	16
第18 注意事項	16
第19 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成のPR サポート	17

📄 制度のイメージ

《ねらい》



《手続の大まかな流れ》



(申)・・・申請者 (区)・・・区役所

応募のポイント／昨年度からの変更点や今年度の注意点

◆斬新なアイデア・デザインを求めます！

昨年度は、渋沢翁顕彰事業も渋沢翁関連商品等開発事業も多くの方にお申し込みをいただきました。令和6年度につきましても、新紙幣発行に向け、これまでを上回る斬新なアイデアの催しやオリジナリティあふれるデザインの商品をお待ちしております！

◆渋沢翁顕彰事業助成の応募ポイント

令和6年7月3日、いよいよ渋沢栄一翁がお札の顔である、新一万円札が発行されます。今年度も機運の高まりを向上させるべく、イベントや講座などを通して共に「お札がうまれる街」を盛り上げていただける事業を歓迎します！

◆渋沢翁関連商品等開発事業助成の応募ポイント

渋沢翁と関連した、また、渋沢翁と北区をもっと好きになってもらう商品を歓迎します！

【実際に助成対象となった商品の事例／切り口・着眼点】

- ①渋沢翁は新一万円札の顔→渋沢翁クッキー缶
- ②渋沢翁は震災復興に尽力→渋沢栄一翁デザイン折り紙食器 beak
- ③渋沢翁は偉業がたくさん→渋沢翁偉業紹介和紙ファイル
- ④渋沢翁はSDGsの先駆け→渋沢翁イメージアップサイクル商品（ブックカバー&しおり）

その他、スタイリッシュで一体感を演出できる商品（Tシャツやネクタイ等）や、大勢の方々に配れるおみやげ（お菓子や小物・雑貨等）など、区内外に発信できる様々なアイデアをお待ちしています。

◆商標登録などにお気を付けください

大河ドラマのタイトル「青天を衝け」や渋沢翁の雅号「青淵」は商標登録がなされております。これらを使用する場合は、各権利者への許諾が必要となりますのでお気を付けください。

また、東京北区渋沢栄一プロジェクト広報キャラクター「しづさわくん」は、東京北区観光協会が制作しています。同キャラクターの使用については同協会にお問い合わせください。

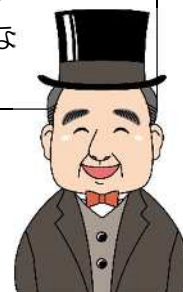
◆助成の対象となる経費をご確認ください。

スタッフ人件費や会社・団体の経費、機器の購入経費は助成の対象となりません。

本手引の「第6」をご覧ください、助成の対象となる経費についてご確認ください。

◆今年の募集の締切りに注意を！

締切は7月31日（水）必着です。郵送にてお申込みされる方は、締切の日までに各申請先へ届くようご注意ください（締切後に届いた申請書は、審査の対象外となります。）



令和5年度助成事業の紹介

昨年度助成の対象となった事業／商品の一部を紹介します。

【渋沢翁顕彰事業助成】（一部）



渋沢さんのプチ園遊会



渋沢栄一ご当地!! 朗読ワークショップ



渋沢栄一60歳からの青春



北区・深谷市 中学生ラグビー親睦交流試合



渋沢翁 Oh 祭り



あかばねっこ部 「こどもえんにち」事業

【渋沢翁関連商品等開発事業助成】（一部）



渋沢翁クッキー缶



渋沢栄一翁デザイン折り紙食器 beak



渋沢翁偉業紹介和紙ファイル



渋沢翁イメージアップサイクル商品
(ブックカバー&しおり)

第1 東京北区渋沢栄一プロジェクトについて

東京北区渋沢栄一プロジェクト（以下、「渋沢プロジェクト」という。）とは、令和6年に刷新する一万円札の肖像に北区にゆかりのある渋沢栄一翁が採用されたことに伴い、公民が連携及び協力をして新紙幣発行までの機運を高め、北区を盛り上げていくことを目的としたプロジェクトです。具体的には以下のような事業を推し進めていくことを指します。

- ① 渋沢栄一翁の業績を後世に伝える事業
- ② 区のイメージアップを目的として行う事業
- ③ 観光の振興及び地域の活性化を目的として行う事業
- ④ 学校教育の充実及び生涯学習の振興に資する事業
- ⑤ 区外の自治体又は団体と連携及び協力して行う事業
- ⑥ 上記のほか区長が必要と認める事業

第2 渋沢プロジェクト推進事業助成目的

この助成制度は、渋沢栄一プロジェクト推進に資する区民団体、区内事業者等の活動を応援するために、区が金銭面での助成をするものです。

第3 助成の対象

助成の対象となる活動は、「第4」の2つの区分に当たる事業です。助成の対象となる団体や事業内容、担当窓口は、区分ごとに異なります。

なお、次に当たる事業は助成の対象から除きます。

- ① 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ② 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ③ 区から助成金以外の助成等を受けている事業
- ④ 区又は区以外の地方自治体又は国が行う助成等を受けている事業
- ⑤ 上記に定めるもののほか、区長が助成金を交付することを適当でないと認める事業

第4 助成の区分

1 渋沢翁顕彰事業助成

(1) 助成対象事業

渋沢翁の功績を広めることを目的とした、主体的で公益性の高い非営利の活動に対して助成します。

(2) 助成対象者（詳細な定義は「第5」参照）

区民団体

事業者

事業者連携による団体

各種法人

(3) 補助対象経費

「第6」の表に定めるとおり。

(4) 助成率・助成金額

必要経費に対して全額（10/10）を助成します。ただし、30万円を上限とします。

また、助成金の額に1000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。

なお、 $\boxed{\text{事業収入} > \text{総事業費} - \text{助成金額}}$ となる場合は、助成金額は、 $\boxed{\text{総事業費} - \text{事業収入}}$ の額になります。

〈例〉総事業費 50 万円の事業で 30 万円の収入を得た場合、助成金額は最大 20 万円となります。

(5) 助成件数

概ね 6 件程度（予算の範囲内で助成）を予定しています。

(6) 条件

①2024 年度内に事業が完了するものであること。

ただし、助成金支払いの関係から、なるべく 2025 年 2 月 28 日までに事業が完了することが望ましい。2 月 28 日を越える場合は、下記窓口にご相談すること。

②原則として営利事業は対象外とするとともに、助成された事業の収入が総事業費の総額を上回った場合は、助成の対象としない。

③主に北区内で事業を実施すること。

(7) 窓口

政策経営部シティブランディング戦略課

電話：03-3908-1364

FAX：03-3905-3422

2 渋沢翁関連商品等開発事業助成

(1) 助成対象事業

北区物産の魅力を生かすために、区内内外に発信するために行う、渋沢栄一翁にちなんだ新しい商品の開発（販売・サービスに係る経費も含む）に対して助成します。営利事業も対象となります。

(2) 助成対象者

事業者

事業者連携による団体

各種法人

(3) 補助対象経費

「第 6」の表に定めるとおり。

(4) 助成率・助成金額

必要経費に対して 2/3 を助成します。ただし、30 万円を上限とします。

また、助成金の額に 1000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。

(5) 助成件数

概ね 15 件程度（予算の範囲内で助成）を予定しています。

(6) 条件

2024 年度内に商品開発が完了するものであること。

ただし、助成金支払いの関係から、なるべく 2025 年 2 月 28 日までに商品開発が完了することが望ましい。2 月 28 日を越えることが見込まれる場合は、下記窓口にご相談すること。

(7) 窓口

地域振興部産業振興課商工係

電話：03-5390-1235

FAX：03-5390-1141

まとめ

	渋沢翁顕彰事業助成	渋沢翁関連商品等開発事業助成
助成対象団体 詳細は「第5」	北区に活動の拠点を置く ・区民団体 ・事業者 ・事業者連携による団体 ・各種法人	北区に活動の拠点を置く ・事業者 ・事業者連携による団体 ・各種法人
助成対象事業	渋沢プロジェクト推進に資する事業 で原則として非営利のもの	営利事業も可
助成率	10/10	2/3
助成上限額	30万円 なお、 $\text{事業収入} > \text{総事業費} - \text{助成金額}$ の場合、助成金額は、 $\text{総事業費} - \text{事業収入}$ となります。 ※ただし1000円未満切り捨て	30万円 ※ただし1000円未満切り捨て
助成件数 (予算の範囲内)	6件程度	15件程度
助成窓口・ 問い合わせ先	政策経営部 シティブランディング戦略課	地域振興部 産業振興課商工係
総合問い合わせ先 (渋沢プロジェクトについて)	政策経営部シティブランディング戦略課	

第5 申請できる団体の詳細(定義)

各区分において、申請できる団体の詳細(定義)は、次のとおりです。

1 区民団体

区民が自主的に組織する非営利の団体のうち次に掲げる要件を全て満たすもの。

例として、町会・自治会、サークルなど。

- (1) 主たる事務所又は連絡場所が北区内に所在すること。
- (2) 規約及び会員名簿等を有すること。
- (3) 希望者が任意に加入又は脱退をすることができる等団体の運営が民主的に行われていること。
- (4) 原則として北区民を対象とした公益活動を1年間以上実施した実績を有し、継続的かつ計画的に活動を行っていること。

2 事業者

事業活動を行う個人又は法人で、次に掲げる要件を全て満たすもの。例として、個店、企業、商店街など。

(1) 区内で活動の実態があること。

※会社の概要、ホームページ、名刺、事業所の態様（社名の看板や表札等）、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の状況等から総合的に判断し、客観的にみて北区に根付く形で事業活動が実質的に行われていることが必要です。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」）又はその利益となる活動を行う団体でないこと。

(3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準に定める指名停止の要件に該当しないこと。

(4) 当該個人又は法人について公租公課の滞納がないこと。

3 事業者連携による団体

商店街、商店街連合会その他事業者が自主的に組織する団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(1) 主たる事務所又は連絡場所が区内に所在し、かつ、団体の構成員の8割以上の主たる事務所が区内に所在すること。

(2) 規約及び会員名簿を有すること。

(3) 希望者が任意に加入及び脱退をすることができる等団体の運営が民主的に行われていること。

(4) 暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと。

(5) 団体の構成員に北区の競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者がいないこと。

4 各種法人

次に掲げる 要件を全て満たす法人

(1) 主たる事務所又は連絡場所が区内に所在すること。

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項の政治団体でないこと。

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の宗教団体でないこと。

(4) 暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと。

(5) 区から助成を受けて活動する団体でないこと。

(6) 当該法人について公租公課の滞納がないこと。

第6 助成対象経費

助成の対象となる経費は、(1) 報償費、(2) 保険料、(3) 需用費、(4) 役務費、(5) 委託料 (6) 使用料又は賃借料、(7) 知的所有権に関する経費、(8) 旅費 (9) その他の経費で、当該申請事業を実施するために必要な経費とします。詳しくは、下表を参照ください。なお、団体の運営にかかる経費 (例：事務局経費)、消費税等の間接経費、ポイント利用分は、助成対象外です。

助成対象経費	助成対象経費の例	助成の対象とならない経費の例
各経費共通	助成の申請をした事業を実施するために必要な経費	申請者の団体運営にかかる経費 ①事務所関係の経費 スタッフ人件費、家賃、光熱水費、電話等の通信費、各種維持管理費、OA 機器・家具・什器類の購入費 ②各種事務経費 総会・役員会のための事務費、上部団体への加盟費 ③反省会・懇親会等にかかる経費 ④寄付行為に要する費用 (寄付金やその振込手数料等)
(1) 報償費	講演・講座・講習等の講師謝礼、運営スタッフへの謝礼 ※団体の会員や社員外であることが助成対象の条件です。 ※講師の交通費が必要な場合は、謝礼金に含めてください。	※団体内部 (団体の会員や社員と生計が同一の家族を含む。) の講師・指導者・事業従事者への謝礼
(2) 保険料	事業の実施にかかる保険料 ※助成対象となる事業のうち、活動内容についての保険契約を対象とします。 ※保険料の振込手数料は、「(9) その他の経費」に含まれます。	※団体の運営全体についての保険契約 ※団体の所有 (管理) する自動車の賠償責任保険や建物の火災保険・地震保険等にかかる契約
(3) 需用費	各種消耗品、資材等の購入費 ★助成対象とする事業のために購入するものに限りです。 ★事業の性格を形づくる食材費 ★コピー用紙の購入代、プリンタインク代も含まれます。 チラシ・パンフレット類の印刷費等 ★助成対象とする事業の案内・周知を主としたチラシ・パンフレットに限りです。	※遊興費、ガソリン代は対象外 ※団体として活動内容を写真・映像等を記録するための物品の購入、撮影、現像、印刷等に要する経費 ※助成対象事業の案内・周知に限定しない団体の活動一般を広報するような作成物 (チラシ・パンフレット・各種印刷物等) ※助成対象事業に関する報告集や感想文集等の作成・発行に要する費用 ※機器の購入経費は対象外

(4) 役務費	翻訳料・筆耕料等 通信費・運搬費等 ※助成対象事業の実施に必要な 切手代、小包送料等	
(5) 委託料	イラスト・ロゴ・デザイン等の 外部委託費	
(6) 使用料又は賃借料	機器の使用料・賃借料等 車両・物品・器具のレンタルリース料等 ※イベント会場の借り上げ費用 ※イベント実施のためのレンタカー借り上げ代 ※バスの借上料も対象	※事務所の家賃等
(7) 知的所有権に関する経費	特許権、実用新案権、意匠権、商標権の要する経費 (弁理士費用、出願料、審査請求料、特許料、登録料)	※出願日の属する年度内に支払いを終えた経費に限ります。 ※国内認証に限ります。 ※新規取得に限ります。
(8) 旅費	打ち合わせ等の移動のために要した交通費	電子マネーへのチャージは、経費としてみなせません。
(9) その他の経費	その他事業の実施に当たって必要な経費 ※上記(1)～(8)に該当しない経費については、個別に判断し助成額を決定します。	

第7 申請期間

2024年4月1日(月)～7月31日(水) ※必着

第8 申請手続

1 申請時の提出書類

(1) 助成金交付申請書(第1号様式)

(2) 交付申請者概要書(第2号様式)

(3) 事業実施計画書(第3号様式)

※商品開発助成の場合は、商品開発のイメージ図や完成予想図、実現方法、販路・販売計画等を別添資料で具体的にわかりやすく記載してください。

(4) 事業収支予算書(第4号様式)

※金額に消費税は含めません。対象経費は全て税抜で記載してください。

(5) 上記のほか、申請者ごとに次頁表の書類

申請者の種別	必要な書面
区民団体	①団体規約 ②名簿 ③団体の活動の実績が確認できる書面 ※会報やホームページの写し等
事業者	会社概要等活動の実績が確認できる書面 ※ホームページ写し、チラシ等
事業者連携による団体	①団体規約 ②会員名簿 ③団体の活動の実績が確認できる書面
各種法人	法人概要等活動の実績が確認できる書面

2 申込方法・申込先

(1) 申込方法

各窓口へ持参又は郵送による受付のみとします。郵送の場合は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください。

(2) 申込先（※助成区分によって申請先が異なりますのでご注意ください。）

① 渋沢翁顕彰事業助成

窓 口：北区役所第1庁舎3階1番

郵 送：〒114-8508 北区王子本町 1-15-22

北区シティブランディング戦略課渋沢プロジェクト助成担当 宛て

② 渋沢翁関連商品等開発事業助成

窓 口：北とびあ11階

郵 送：〒114-8503 北区王子 1-11-1

北区産業振興課商工係渋沢翁関連商品等開発事業助成担当 宛て

第9 申請内容の審査

1 形式審査（申請の受付）

(1) 申請書類の受付時に、記入上の不備又は添付書類の不足がないかを確認します。

(2) 申請書類の確認の結果、書類に不備がある場合又は申請要件を満たしていない場合は、申請いただいた団体の連絡先に連絡の上、返却いたします（軽微な不備の場合は、確認の上、補記させていただくこともあります。）。

2 内容審査（審査基準） ※今後申請書類の受付後、概ね以下の基準で審査します。

渋沢翁顕彰事業審査基準		配点	
1	東京北区渋沢栄一プロジェクト推進性 (1)渋沢栄一翁の業績を後世に伝える事業内容であるか。	非常にそう思う	5
		ややそう思う	4
		どちらともいえない	3
		あまりそう思わない	2
		全くそう思わない	1
	(2)事業内容が、渋沢栄一翁が肖像となる新一万円札発行に即しているか。	非常にそう思う	5
		ややそう思う	4
		どちらともいえない	3
		あまりそう思わない	2
		全くそう思わない	1
2	シティプロモーション推進性 地域への誇り・愛着の醸成を喚起するような事業内容であるか。	非常に喚起する	5
		やや喚起する	4
		どちらともいえない	3
		あまり喚起しない	2
		全く喚起しない	1
3	話題性 SNSやメディアに取り上げられるような話題性を兼ね揃えているか。	非常に話題性がある	5
		やや話題性がある	4
		どちらともいえない	3
		あまり感じられない	2
		話題性は感じられない	1
4	事業の波及効果 事業が団体の関係者にとどまらず、広く区民や区外の方々を巻き込んだり、波及したりすることが期待できるか。	非常に期待できる	5
		やや期待できる	4
		どちらともいえない	3
		あまり期待できない	2
		全く期待できない	1
5	経費の妥当性 事業を適切かつ的確に実施する上で、活動に見合った経費の見積もり（使途、金額等）がされているか。また、過大な積算を行った経費が含まれていないか。	非常に妥当である	5
		やや妥当である	4
		どちらともいえない	3
		あまり妥当でない	2
		全く妥当でない	1
評価点		点／30点	

渋沢翁関連商品等開発事業審査基準		配点		
1	東京北区渋沢栄一プロジェクト推進性	(1)渋沢栄一翁の業績を後世に伝える商品内容であるか。	非常にそう思う	5
			ややそう思う	4
			どちらともいえない	3
			あまりそう思わない	2
			全くそう思わない	1
		(2)渋沢栄一翁について視覚的に分かりやすく伝える商品内容であるか。	非常にそう思う	5
			ややそう思う	4
			どちらともいえない	3
			あまりそう思わない	2
			全くそう思わない	1
		(3)商品内容が、渋沢栄一翁が肖像となる新一万円札発行に即しているか。	非常にそう思う	5
			ややそう思う	4
			どちらともいえない	3
			あまりそう思わない	2
			全くそう思わない	1
2	話題性 SNSやメディアに取り上げられるような話題性を兼ね揃えているか。	非常に話題性がある	5	
		やや話題性がある	4	
		どちらともいえない	3	
		あまり感じられない	2	
		話題性は感じられない	1	
3	商品の開発可能性 計画全体（実施体制、事業計画及びスケジュール）が合理的かつ具体的であり、自己努力による資金確保がされている等、現実的な方法によりの確に開発することができるか。	非常に可能性が高い	5	
		やや可能性が高い	4	
		どちらともいえない	3	
		あまり感じられない	2	
		可能性を感じられない	1	
4	経費の妥当性 商品を適切かつ的確に開発する上で、活動に見合った経費の見積もり（使途、金額等）がされているか。また、過大な積算を行った経費が含まれていないか。	非常に妥当である	5	
		やや妥当である	4	
		どちらともいえない	3	
		あまり妥当でない	2	
		全く妥当でない	1	
評価点		点／30点		

第10 決定の通知と助成金額(予定)の提示

審査の終了後、「助成金交付決定通知書」又は「助成金不交付決定通知書」を発送します。なお、助成金の交付が決定した事業については、交付の条件が個別に付される場合があります。

なお、助成金額(予定)は申請額を基本としますが、審査又は予算枠の関係で減額する場合があります(助成対象外の経費が含まれる場合など)。

第11 助成事業の報告・助成金交付額の確定

助成事業が完了したときは、2025年2月28日(金)(ただし、2025年3月1日(土)以降に事業(商品開発)が完了する場合は、同月31日(月)まで。※事前相談が必要です。)に、助成金を交付した事業ごとに下記の書類を提出していただきます。

- ①実績報告書(第9号様式)
- ②事業実施内容報告書(第10号様式)
- ③事業収支報告書(第11号様式)
- ④領収書等助成対象経費の支出を証明できる書面
- ⑤写真等の事業実施を確認できる資料
- ⑥上記のほか、区長が必要と認める書類

第12 助成金の支払い

助成金の額が確定したら、区から「助成金額確定通知書」を発送します。

通知が届きましたら、同封してある請求書及び口座振替依頼書等により助成金の振込請求をしてください。請求後、指定の口座への振り込みは、2~3週間程度要します。

団体名・代表者肩書・代表者氏名は、一貫して同表記にしてください。

第13 助成事業の公表・情報公開

助成金を交付する団体名、代表者名、事業(商品)名、助成金交付決定額は、区のホームページ等で公表する予定です(不交付団体については、公表等はありません。)。あらかじめご了承ください。

なお、申請に伴い提出していただいた書類等は、東京都北区情報公開条例に基づく情報公開請求の対象文書となります(公開の可否は、個別に判断することになります。)

第14 助成決定後の事業内容の変更・中止

助成決定後に事業実施日や事業内容を変更又は中止する場合、「事業変更・中止申請書」(第7号様式)の提出が必要になる場合があります。申請書類に記載した事業の変更・中止等が生じましたら、区の担当者と協議の上、必要書類を提出してください。なお、助成金の増額申請はできません。

第15 区による調査等

区は、必要に応じて、助成事業の実施状況について報告を求めたり、調査したりすることがあります。また、助成金の使途について検査をすることがあります。あらかじめご了承ください。

第16 助成金の交付取消し・返還・公表

助成団体が、次のいずれかに該当したときは、助成金交付決定の全部又は一部を変更又は取消しして、助成金を返還していただく場合があります。なお、助成金交付決定を取り消した場合は、団体

名、代表者名、事業名、取消理由等を区のホームページなどで公表します。

- (1) 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 「助成金交付決定通知書」に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 「第15 区による調査等」を正当な理由なく拒んだとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか助成金を交付することが不相当であると区長が認めるとき。

第17 帳簿類の保存

助成事業に関わる収支を明らかにした帳簿や領収書、関係書類は5年間（2024年度に助成金の交付があった場合は、2030年3月末まで）、保管してください。

第18 注意事項

1 連絡窓口について

この助成に関する区からの連絡は、団体の連絡担当者の方に行います。日中連絡の取れる連絡先をご記入ください。

2 事業の実施期間について

申請しようとする事業は、2024年度中に実施するものである必要があります。事業（商品開発）の完了予定日が2025年3月31日を越える計画の事業は申請できませんのでご注意ください。ただし、事業（商品開発）の完了予定日が2025年3月になることが見込まれる場合は、助成金支払い手続の都合があるため、十分に担当窓口と協議してください。

また、申請の際には、準備期間や予備日等の日程も含めて事業の日程としてお考えください。

3 助成事業に関する区民・メディア等からの問い合わせについて

助成対象となった事業に関する区民の方からの問い合わせ等については、区から連絡担当者の方に連絡します（あるいは、連絡担当者の方の電話番号等を、問い合わせしてきた方にお知らせします）ので、あらかじめご了承下さい。

4 各書類の作成について

(1) 様式・記入方法

書類の作成に当たっては、所定の様式を使用し、ボールペン等の消せない筆記具で記入してください。様式については、ワード形式での書式を用意しています。

下記サイトよりダウンロードすることができます。

URL：<https://www.city.kita.tokyo.jp/citypr/shibusawa-josei/shibusawa-josei.html>

(2) 申請団体等の名称

区民団体は、規約に記載した正式な名称で申請してください。

法人は、登記した名で申請してください。なお、事業者が申請する場合の申請者は、契約締結権限を有する者に限ります。

5 「東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金」を受けていることの表記

助成対象となった事業（商品）の広報媒体を作成するにあたっては、オール北区で盛り上げていくことを印象付けるため「東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金」を受けた事業であることを、可能な限り表示してください。表示例は次のとおりです。

（1）対象となる広報媒体

チラシ・パンフレット・ポスター・ホームページ、商品パッケージ、商品説明など（SNSで発信する場合も、可能な限り表示してください。）

（2）表示（例）

「この事業（商品）は『2024年度 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金』を受けて実施しています（制作しました）。」など。

第19 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成のPR サポート

東京都北区と城北信用金庫は、「東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成の普及啓発に係る協定」を締結し、相互に協力し助成事業のPRに取り組んでいます。令和6年度助成事業に決定した事業者のうち希望者には、城北信用金庫が下記のPRに関するサポートを実施します。

・開発商品 PR ポストカードの制作

プロカメラマンが撮影した開発商品写真を用いて100枚作成し、無料進呈します。

※本サポートは渋沢翁関連商品等開発事業助成に決定した事業者が対象です。